

消食表第77号
令和7年1月23日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費 者 庁 次 長
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示」（令和6年内閣府告示第23号）が施行され、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物に定めるD 成分規格・保存基準各条において、新たに基準等が設定されたことから、別添 添加物2-1の「既存添加物名簿収載品目リスト」を改正することとしました。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。